

米子境港都市計画特別用途地区の変更

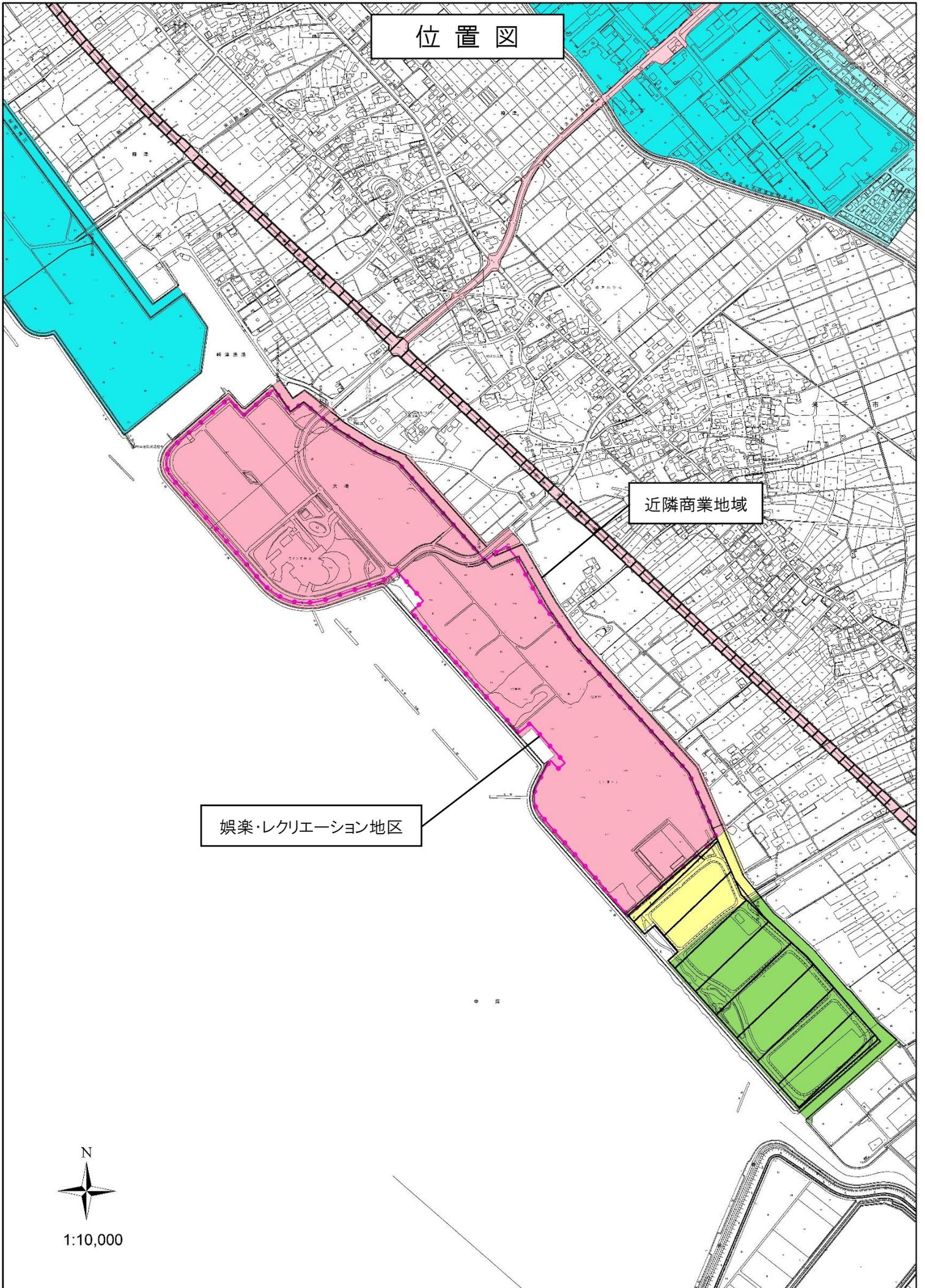
位置図

近隣商業地域

娯楽・レクリエーション地区



1:10,000



計 画 書

米子境港都市計画特別用途地区の変更（米子市決定）

米子境港都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
娯楽・レクリエーション地区	約18.5ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

（変更理由）

崎津地区にある当該地区は、周辺の良い自然景観や恵まれた交通条件を活かした新しいリゾート・レクリエーション拠点としての整備を図ることにより、鳥取県西部広域圏の中核都市にふさわしい魅力ある地域社会の構築に資するため、平成10年4月21日都市計画決定した。

しかし、これまでの状況を踏まえると新たにリゾート・レクリエーション施設の進出が見込まれないこと、また、昨今の土地利用の傾向を踏まえ、現在、建築できる建築物が制限されている当該地区の規制緩和のため、区域を変更しようとするもの。

特別用途地区 娯楽・レクリエーション地区
現況写真

